

標準倉庫寄託約款(乙)

目次

第一章 総則(第一条~第六条)
第二章 寄託の引受及び受寄物の入庫(第七条~第十二条)
第三章 証券及び通帳(第十三条)
第四章 受寄物の保管(第十四条~第二十条)
第五章 受寄物の出庫(第二十一条~第二十五条)
第六章 引取のない受寄物の処置(第二十六条~第二十八条)
第七章 受寄物の損害賠償(第二十九条~第三十三条)
第八章 受寄物の損害賠償(第三十四条~第三十五条)
第九章 保管料、荷役料、手数料等(第四十条~第四十七条)
特約条項(第一条~第十条)

倉庫寄託約款

第一章 総則

(本約款の適用)
第一条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

二 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

三 (営業時間及び休業日)
第二条 当会社の営業時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

二 当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び営業地慣行の休日とする。

三 前二項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することができる。

第三条 貨物の入庫及び出庫その他の作業は、すべて当会社が行なう。ただし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

(書面による意思表示)
第四条 当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。

(通知、催告)
第五条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社へ通知しなければならない。

二 当会社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないときはその所在を知ることができるときは、民法第九十七條の二に定める方法により行なうことができる。

(業務上受領する金銭の利息)
第六条 当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

第二章 寄託の引受及び受寄物の入庫

(寄託引受の制限)
第七条 当会社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。

(一) 当該寄託の申込がこの約款によらないとき、

(二) 当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやうな貨物、荷造の不十分な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき、

(三) 当該貨物の保管に適する設備がないとき、

(四) 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき、

(五) 当該貨物の保管が法令又は公序良俗に違反するとき、

(六) その他やむを得ない事由があるとき。

(寄託申込書)
第八条 寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。

(一) 貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数並びに記号

(二) 寄託者の住所及び氏名又は名称

(三) 保管場所及び保管期間を定めるときは、その旨

(四) 貨物の寄託申込当時の価額

(五) 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨

(六) その他必要な事項

二 当会社が寄託申込前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。

三 当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

(寄託価額)
第九条 受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込に際して明示された受寄物の価額が不当と認められるときは、当会社は、貨物の引渡を受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。

(貨物の引渡)
第十条 当会社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

二 当会社は、貨物の引渡を受けたときは、寄託者の請求により貨物受取書又は入庫通知書を送付する。

(寄託引渡の取消及び寄託契約の解除)
第十一条 当会社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。

(一) 前七条各号の一に該当することが明らかになったとき、

(二) 前条第一項による引渡がなされなかったとき、

(三) 当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき、

(四) 寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき、

二 寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項より契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。

三 当会社は、第一項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害は、第二項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

(受寄物の検査)
第十二条 当会社は、入庫に当り又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めないときの内容検査は、この限りでない。

二 前項の検査及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができる。

第三章 証券及び通帳

(証券又は通帳の交付)
第十三条 当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、貨物保管証券(以下「証券」という。又は保管貨物通帳(以下「通帳」という。))を交付することができる。

二 前項の証券及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができる。

第四章 受寄物の保管

(保管方法)
第十四条 当会社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。

二 当会社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

(再寄託)
第十五条 当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

(混合保管)
第十六条 当会社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。

二 当会社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。

三 前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

(保管期間)
第十七条 受寄物の保管期間は、三カ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。当会社の承認を得て更新することができる。

その場合において、寄託者は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。

三 第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

(寄託価額の変更)
第十八条 寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があつたときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証券又は通帳の発行された寄託物についても、同時にこれを提出するものとする。

二 当会社は、受寄物の寄託価額が不当と認められるに至つたときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

(保管不適貨物の処置)
第十九条 当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。

一 前二項の規定に基づき事由に基づく場合でない限り寄託者の負担とする。

二 見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であつても、やむを得ない場合は、これを拒絶することができる。

(見本の抽出、寄託物の点検、保存)
第二十条 寄託者が見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、寄託を証する書類を当会社に提出しなければならない。

二 見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は必要な書類にその旨を記載する。

三 見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であつても、やむを得ない場合は、これを拒絶することができる。

第五章 受寄物の出庫

(出庫手続)
第二十一条 証券により寄託物を出庫しようとする者は、証券に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。

二 証券の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、通帳の発行を当会社に提出しなければならない。この場合における、通帳の発行されているときは、あわせて通帳も提出するものとする。

三 当会社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と前二項の規定と異なる特約をすることができる。

(出庫の拒絶)
第二十二条 当会社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。

二 当会社は、この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。

二 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

(一部の出庫の拒絶)
第二十三条 当会社が必要と認めるときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

(出庫手続済寄託物の引取と出庫書類の流通禁止)
第二十四条 寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。

二 当会社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。

第六章 引取のない受寄物の処置

(引取る請求)
第二十五条 当会社は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取を請求することができる。

二 前項の請求は、一定の日までに引取がなされるときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

(供託)
第二十六条 寄託者が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないとき又は当会社はその受寄物を供託することができるときは、前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を通知できないときは、この限りではない。

(競売)
第二十七条 当会社は、前条第一項の場合において、寄託者に対して期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされるときは、その受寄物を民事執行法に定める手続により競売することができる。

二 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を通知できないときは、この限りではない。

(任意売却)
第二十八条 当会社は、第二十六条第一項の場合において、寄託者に対して期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされるときは、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。

(一) 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき、

(二) 受寄物が損傷するおそれがあるとき、

二 当会社は、前項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。

第七章 受寄物の損害賠償

(火災保険の付保)
第二十九条 当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために受寄物を当会社が適当とする保険者の火災保険に付ける。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付けるものとする。

二 受寄物の火災保険に関する事項は、すべて当会社(再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者という。以下第三十一条まで同じ。))と保険者のとの特約による。

三 当会社は、寄託者に告知しないので、保険者を変更することができる。

(火災保険金額及び一部出庫による減額)
第三十条 当会社が前条第一項により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。

二 火災保険に付けた受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じた保険金額を減額する。

(損害をん補額の決定)
第三十一条 寄託者は、寄託物が災した場合に、り災当時の価格及び損害の程度並びに損害をん補額を決定するに際しては、それぞれ金額について当会社の承認を得なければならない。

二 前項の決定をするにあつては、寄託者と協議があつて保険者と協議が整わないときは、当会社を経由して火災保険金の支払を受けなければならない。

(告知義務違反等による損害の負担)
第三十二条 寄託者が前条第一項の規定する提供を怠つた場合において、当会社が寄託者の負担すべき開税を納付したときは、納付の日から日歩四銭の利息を請求する。

(賠償事由及び保証責任)
第三十三条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

二 前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用者の故意又は重大な過失によつて生じたものであることを証明しなければならない。

(再寄託物の責任)
第三十四条 当会社は、第十五条により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によつて、その受寄物に関して責任を負う。

(免責事項)
第三十五条 次の損害については、当会社は、その責任を負わない。

(一) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、地震、暴動、強盗、労働争議、風害、虫害、貨物の性質若しくは火災、荷造の不十分、激突、防疫その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命命、処置又は保全行為によつて直接と間接とを問わず生じた損害

(二) 第三十一条の規定により決定された損害をん補額を超える火災による損害及び寄託者の申出によつて火災保険に付けた場合、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じた算定する。

(損害受寄物に関する権利の取得)
第三十九条 当会社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払ったときは、当会社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

(引渡による責任の消滅)
第四十条 当会社は、寄託者が留保しないで寄託物を受け取った後は、その貨物の損害について責任を負わない。

(寄託者の賠償責任)
第四十一条 寄託者は、第八条第三項の場合に当会社へ与えた損害又は寄託物の性質若しくは火災かんにより生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。

(引取遅延による損害)
第四十二条 寄託者が前二項により引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)
第四十三条 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に引渡を拒否したときは、寄託者又は寄託の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

(料金の支払)
第四十四条 寄託者は、当会社が運輸大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当会社は定めた日までに支払わなければならない。

二 寄託者は、証券若しくは通帳の発行、分割又は書換を請求するときは、当会社が運輸大臣に届け出た手数料を支払わなければならない。

(延滞金)
第四十五条 寄託者は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払の日までの日歩四銭の延滞金を支払なければならない。

(料金の変更)
第四十六条 当会社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

(減失受寄物の料金の負担)
第四十七条 当会社は、受寄物が減失したときは、減失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により減失した場合は、当該期間に係る料金は、この限りでない。

(特約条項)
第四十八条 寄託者は、保費を目的とする倉庫に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び開税法の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。

(寄託に関する提出書類)
第四十九条 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。

(入庫、見本の抽出、内容の点検、出庫等)
第五十条 寄託者は、次の各号にかかわらず、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。

(一) 保税倉庫に入庫するとき

(二) 外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき

(三) 外国貨物を保税倉庫から出庫するとき

(四) 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外に前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。

三 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要な手続は、寄託者が行なうものとする。

(保管期間)
第五十一条 当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定期間期間をこえる寄託者の請求に対しては、これを拒絶することができる。

(輸入手続完了後の受寄物)
第五十二条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

二 当会社は、前項より引取がなされるときは、寄託者の費用で受寄物を保費を目的としない倉庫に倉移しすることができる。

三 当会社は、第一項より引取がなされるときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

(取寄貨物の料金)
第五十三条 寄託者は、寄託物が取寄されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払なければならない。

(取寄貨物の公売等)
第五十四条 取寄された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。

二 前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることを含まない。

(取寄解除手続)
第五十五条 寄託者は、取寄貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。

(開税の提供)
第五十六条 寄託物が亡失し、又は滅却されても開税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する開税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

(延滞金)
第五十七条 寄託者が前条に規定する提供を怠つた場合において、当会社が寄託者の負担すべき開税を納付したときは、納付の日から日歩四銭の利息を請求する。

(免責事項)
第五十八条 当会社は、次の損害については、責任を負わない。

(一) 税関が行なう検査、取寄その他の措置により受寄物に關し生じた損害

(二) 税関の取寄後、公売その他手続により寄託者の受けることのある損害